

令和7年度（令和7年4月から令和8年3月まで）国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険(以下「国保」)は、みんなが安心して医療を受けられるように、自営業の方など、職場の健康保険に加入されていない方等を対象とした医療保険制度です。

都道府県単位で運営しており、国保の税率は、和歌山県が示す「国保事業費納付金」及び「市町村標準保険料率」を参考に見直しを行います。

被保険者の皆様のご理解とご協力を願っています。

1. 保険税の納税義務者

保険税は、世帯主が納税義務者となります。世帯主が国保以外の健康保険に加入されても、世帯内に国保の被保険者がおられる場合は、世帯主が納税義務者となります。そのため、納税通知書は世帯主宛てにお送りします。

2. 令和7年度の税率

保険税の年間税額は、世帯ごとに、下表に基づき算定した、ア. 医療保険分、イ. 後期高齢者支援金等、ウ. 介護保険分【国保被保険者の介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）が対象です。】の合算額です。

それぞれ、前年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の所得から算定する所得割額、固定資産税から算定する資産割額、被保険者数から算定する均等割額、世帯に対する平等割額を計算し合算します。各項目には課税の上限（課税限度額）が設定されており、令和7年度は、地方税法等の改正に伴い医療保険分が66万円（前年度65万円）、後期高齢者支援金等が26万円（前年度24万円）に引き上げられました。

ア. 医 療 保 險 分	計 算 の 基 礎	前 年 度 税 率	
① 所得割税率 ② 資産割税率 ③ 均等割額 ④ 平等割額	8.0% 5.4% 29,600円 21,800円	(前年中の総所得金額等(注1)-基礎控除額(注2)) × 0.08 令和7年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注3) × 0.054 被保険者数 × 1人当たりの金額(29,600円)(注4) 1世帯当たりの金額(21,800円)(注5)	6.5% 9.0% 27,200円 20,100円
世帯の国保被保険者の①～④の合算額です。課税限度額は66万円です。		課税限度額65万円	
イ. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	計 算 の 基 礎	前 年 度 税 率	
① 所得割税率 ② 資産割税率 ③ 均等割額 ④ 平等割額	2.7% 1.4% 10,500円 7,700円	(前年中の総所得金額等(注1)-基礎控除額(注2)) × 0.027 令和7年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注3) × 0.014 被保険者数 × 1人当たりの金額(10,500円)(注4) 1世帯当たりの金額(7,700円)(注5)	2.7% 3.0% 11,300円 8,300円
世帯の国保被保険者の①～④の合算額です。課税限度額は26万円です。		課税限度額24万円	
ウ. 介 護 保 險 分	計 算 の 基 礎	前 年 度 税 率	
① 所得割税率 ② 資産割税率 ③ 均等割額 ④ 平等割額	2.0% 1.2% 11,700円 6,200円	(前年中の総所得金額等(注1)-基礎控除額(注2)) × 0.02 令和7年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注3) × 0.012 被保険者数 × 1人当たりの金額(11,700円) 1世帯当たりの金額(6,200円)	2.1% 2.6% 13,000円 6,700円
世帯の介護保険第2号被保険者の①～④の合算額です。課税限度額は17万円です。		課税限度額17万円	

(注1) 総所得金額等とは、給与所得、公的年金等に係る雑所得、純損失繰越控除後の営業所得・農業所得・不動産所得、その他の雑所得等の合計額で、扶養、社会保険料、生命保険料等の各種所得控除前の金額です。また、土地・建物等に係る特別控除後の譲渡所得額、株式等に係る譲渡所得額、山林所得金額等、退職所得以外の分離課税所得額も含まれます。(雑損失繰越控除は控除しません。)

※ 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）、又は特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）として失業等給付を受ける方（雇用保険受給資格者証の離職理由が11, 12, 21, 22, 31, 32, 23, 33, 34に該当される方）の国保税を算定する際は、前年中の給与所得をその30/100とみなして行います。軽減の期間は、離職日の翌日から翌年度末までとなります。なお、軽減を受ける場合には、申請が必要となりますので保険課までお問い合わせください。

(注2) 基礎控除額は合計所得金額が2,400万円以下の場合は、43万円です。

(注3) 都市計画税は含まれません。共有物件等の場合は被保険者の持分割合分が含まれます。

(注4) 平成31年4月2日以降（未就学児）生まれの方については、医療保険分と後期高齢者支援金等の均等割額が2分の1減額されます。

(注5) 国保被保険者が後期高齢者医療保険に加入され、世帯内の国保被保険者がお一人となる場合には、その月から医療保険分と後期高齢者支援金等の平等割額が5年間は2分の1が減額され、その後の3年間は4分の1が減額されます。

(裏面もご覧ください。)

3. 保険税の減額

世帯主とその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者(注6)について算定した軽減判定のための総所得金額等(注7)が次に該当する世帯は、保険税の均等割と平等割が減額される制度があります。

軽減される世帯	減額される金額
ア. 軽減判定のための総所得金額等が43万円+ (給与所得者等の人数-1) × 10万円以下の世帯	均等割・平等割の7割
イ. 軽減判定のための総所得金額等が43万円+ 30.5万円× (被保険者数+特定同一世帯所属者数) + (給与所得者等の人数-1) × 10万円以下の世帯	均等割・平等割の5割
ウ. 軽減判定のための総所得金額等が43万円+ 56万円× (被保険者数+特定同一世帯所属者数) + (給与所得者等の人数-1) × 10万円以下の世帯	均等割・平等割の2割

- ☆ 世帯主が国保以外の健康保険に加入している場合であっても、世帯主の所得は軽減判定のための総所得金額等に含まれます。
- ☆ 世帯主とその世帯に属する国保被保険者及び特定同一世帯所属者の方全員の所得が申告されていないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減の適用はされません。
- ☆ 国保から後期高齢者医療保険に加入し、世帯内の国保被保険者が引き続き同じ世帯のままの場合には、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。

(注6) 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険の被保険者となったことにより、国保の被保険者の資格を喪失された方で、引き続き同じ世帯におられる方のことです。(世帯主に変更がない場合に限ります。)

(注7) 保険税の軽減判定のための総所得金額等

- ・昭和35年1月1日以前(65歳以上)生まれの方については、年金所得から特別控除15万円を差し引いた金額
- ・専従者控除がある場合は、専従者控除前の金額(専従者給与所得は軽減判定の計算に含まれません。)
- ・土地建物等に係る分離(長期・短期)譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額
- ・雑損失繰越控除がある場合は、雑損失繰越控除後の金額

(注8) 給与収入(専従者給与収入を除く)が55万円を超える、または、年金収入が昭和35年1月1日以前(65歳以上)生まれの方については125万円、それ以外の方は60万円を超える場合、給与所得者等の人数に加算されます。

4. 納付の方法

●普通徴収 納付書(コンビニエンスストア、キャッシュレス決済サービスもご利用できます。)又は口座振替での納付となります。納める回数は9回(7月から翌年3月までの毎月)です。口座振替の申込用紙は、市内の各金融機関窓口に備え付けています。また、収納課及び行政局住民福祉課の窓口で、キャッシュカードと暗証番号入力による口座振替申込ができます。(ただし、なぎさ信用漁業協同組合連合会を除く市指定金融機関等に限ります。また、生体認証カード、ICチップのみのカード、代理人カード等はお取り扱いできません。)

●特別徴収 国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の方のみで構成される世帯の保険税は、原則として世帯主の年金からの天引き(特別徴収)となります。ただし、特別徴収の対象となる年金の年額が18万円未満の方や介護保険料と国保税を合わせた額がその年金額の2分の1を超える方、既に口座振替にて国保税を納付されている方については納付書又は口座振替による納付(普通徴収)となります。

※ 特別徴収から口座振替へ変更することができます。変更を希望される方は、保険課までお問い合わせください。お手続に必要な書類をお送りいたします。なお、変更のお手続が完了して年金からの天引きが中止されるまで3か月程度の期間が必要となりますのでご了承ください。

5. その他

- ☆ 保険税の賦課期日は4月1日です。賦課期日後に国保に加入された場合は、加入された日が賦課期日となります。保険税の軽減は、賦課期日現在の被保険者及び世帯主、特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計額をもとに判定します。
- ☆ **保険税の年間税額は7月に通知します。年間税額は、4月(又は加入月)から翌年3月まで国保に加入された場合の金額となります。**
- ☆ **他の健康保険制度に加入又は脱退された場合は、国保の脱退又は加入のお手續が必要となります。**
- ☆ 年度の途中で国保の資格を取得又は喪失された場合の保険税額は、異動のあった日を基準として月割計算した金額となります。異動のお手続をされた翌月に再計算した年税額を通知します。
※ ただし、4月、5月にお手続をされた方の令和7年度保険税額は7月に通知します。
- ☆ 令和7年度中に40歳になられる方の介護保険分は、誕生日の属する月(誕生日が月の初日の方は前月)分からの月割計算となり、その翌月に介護保険分を加算し再計算した年税額を通知します。
※ ただし、4月、5月生まれの方につきましては7月に通知します。
- ☆ 令和7年度中に65歳になられる方の介護保険分は、誕生日の属する月の前月(誕生日が月の初日の方は前々月)分までを月割計算し、その額を年9回の納期に分割しています。65歳からは介護保険第1号被保険者として別途『介護保険料』が賦課されます。
- ☆ 令和7年度中に75歳になられる方の保険税額は、誕生日の属する月の前月分までを月割計算しています。75歳からは後期高齢者医療保険の被保険者として別途『後期高齢者医療保険料』が賦課されます。
- ☆ 災害、病気等の特別な理由により保険税の納付が困難な場合には、徴収猶予や減免の制度がありますのでご相談ください。
- ◎ お問合せ先 国民健康保険税の賦課に関すること
国民健康保険税の納付に関すること 保険課 保険税係 収納課 電話番号0739-26-9965
電話番号0739-26-9922

Tanabe — 国民健康保険異動届出書 — National Health Insurance Application

Deadline: Must be submitted within 14 days of the qualifying event (losing employer insurance, moving in, birth, etc.) | Cost: Free | Penalty: Late enrollment means you still owe premiums from the eligibility date, and medical costs incurred during the gap are not covered.

WHAT TO BRING

>> Enrolling after leaving employer insurance

- | | |
|---|-------------|
| * Certificate of Health Insurance Loss (from former employer) | 健康保険資格喪失証明書 |
| * Residence Card | 在留カード |
| * My Number Card (or My Number notification) | マイナンバーカード |
| Bank passbook & registered seal (for auto-debit setup) | 通帳・届出印 |

>> Enrolling after moving to a new ward

- | | |
|--|-----------|
| * Residence Card | 在留カード |
| * My Number Card | マイナンバーカード |
| Moving-Out Certificate (from previous ward) (If also doing residence registration) | 転出証明書 |

>> Leaving NHI (got employer insurance)

- | | |
|---|-------------|
| * New health insurance card (from employer) | 新しい健康保険証 |
| * NHI qualification confirmation document | 国民健康保険資格確認書 |
| * My Number Card | マイナンバーカード |

COMMON MISTAKES

X Not enrolling within 14 days

-> You owe premiums retroactively from the eligibility date, but medical expenses during the gap are not covered.

X Forgetting to disenroll from NHI after getting employer insurance

-> You will be double-billed for premiums. NHI does not automatically cancel.

X Not bringing the Certificate of Health Insurance Loss

-> The ward office cannot process your enrollment. Ask your former employer to issue this document.

AFTER YOU SUBMIT

1. You receive a qualification confirmation document (資格確認書) — keep this as proof of insurance
2. Monthly premium notices arrive by mail. Pay at convenience stores, banks, or set up auto-debit
3. Dependents can be enrolled on the same form — list all household members
4. Premiums are calculated based on your previous year's income

セクション 1 — Section 1 (Part 1/2)

① 令和7年度（令和7年4月から令和8年3月まで）国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険(以下「国保」)は、みんなが安心して医療を受けられるように、自営業の方など、職場の健康保険に加入されていない方等を対象とした医療保険制度です。
都道府県単位で運営しており、国保の税率は、和歌山県が示す「国保事業費納付金」及び「市町村標準保険料率」を参考に見直しを行います。

被保険者の皆様のご理解とご協力を願っています。

② 1. 保険税の納税義務者

保険税は、世帯主が納税義務者となります。世帯主が国保以外の健康保険に加入されている場合、世帯内に国保の被保険者がおられる場合は、世帯主が納税義務者となります。そのため、納税通知書は世帯主宛てにお送りします。

③ 2. 令和7年度の税率

保険税の年間税率は、世帯ごとに、下表に基づき算定した、ア. 医療保険分、イ. 後期高齢者支援金等、ウ. 介護保険分【国保被保険者の介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）が対象です。】の合算額です。
それぞれ、前年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の所得から算定する所得割額、固定資産税から算定する資産割額、被保険者数から算定する均等割額、世帯に対する平等割額を計算し合算します。各項目には課税の上限（課税限度額）が設定されており、令和7年度は、地方税法等の改正に伴い医療保険分が66万円（前年度65万円）、後期高齢者支援金等が26万円（前年度24万円）に引き上げられました。

ア. 医 療 保 険 分	計 算 の 基 礎	前 年 度 税 率
① 所得割税率 ② 資産割税率 ③ 均 等 割 額	④ 8.0% ⑤ 5.4% ⑥ 29,600円 ⑦ 前年中の総所得金額等(注1)-基礎控除額(注2) × 0.08 ⑧ 冷和7年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注3) × 0.054 ⑨ 被保険者数 × 1人当たりの金額(29,600円)(注4)	⑩ 6.5% ⑪ 9.0% ⑫ 27,200円

1 令和7年度（令和7年4月から令和8年3月まで）国民健康保険税のお知らせ

National Health Insurance / From / Fiscal year

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. Used to indicate the starting point (previous address, etc.)

2 国民健康保険(以下「国保」)は、みんなが安心して医療を受けられるように、自営業の方など、職場の健康保険に加入する National Health Insurance

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory.

3 都道府県単位で運営しており、国保の税率は、和歌山県が示す「国保事業費納付金」及び「市町村標準保険料率」を Prefecture / Prefecture

Select your prefecture (e.g., Tokyo-to, Osaka-fu, Kyoto-fu, or other -ken)
Select your prefecture from the dropdown or write the full prefecture name

4 1. 保険税の納税義務者 [1. 保険税の納税義務者]

5 保険税は、世帯主が納税義務者となります。世帯主が国保以外の健康保険に加入されている場合、世帯内に国保の被保 Head of household / .

The primary person in a household for registration purposes. If you live alone, you are the head of household.

6 前年度税率 Fiscal year

Japanese fiscal year runs from April 1 to March 31

7 計 算 の 基 礎 [計 算 の 基 礎]

8 (前年中の総所得金額等(注1)-基礎控除額(注2)) × 0.08 [(前年中の総所得金額等(注1)-基礎控除額(注2)) × 0.08]

9 ① 所得割税率 [① 所得割税率]

10 8.0% [8.0%]

11 6.5% [6.5%]

12 5.4% [5.4%]

13 令和7年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注3) × 0.054 Fiscal year

Japanese fiscal year runs from April 1 to March 31

14 9.0% [9.0%]

15 被保険者数 × 1人当たりの金額(29,600円)(注4) 27,200円
[被保険者数 × 1人当たりの金額(29,600円)(注4) 27,200円]

セクション 1 — Section 1 (Part 2/2)

④ 平等割額	29,600円	① 世帯当たりの金額 (21,800円) (注5)	20,100円
--------	---------	---------------------------	---------

1 世帯当たりの金額 (21,800円) (注5) [1世帯当たりの金額 (21,800円) (注5)]

2 ④ 平等割額 21,800円 [④ 平等割額 21,800円]

3 20,100円 [20,100円]



セクション2 — Section 2 (Part 1/2)

② 均等割額	29,600円	① 被保険者数 × 1人当たりの金額(29,600円) (注4)	27,200円
④ 平等割額	21,800円	⑤ 1世帯当たりの金額(21,800円) (注5)	20,100円
世帯の国保被保険者の①～④の合算額です。課税限度額は66万円です。			
イ. 後期高齢者支援金等	計 算 の 基 础	前年年度税率	
① 所得割税率 ② 資産割税率 ③ 均等割額	2.7% 1.4% 10,500円	(前年中の総所得金額等(注1)-基礎控除額(注2)) × 0.027 令和7年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注3) × 0.014 被保険者数 × 1人当たりの金額(10,500円) (注4)	2.7% 3.0% 11,300円

- 1 1世帯当たりの金額(21,800円) (注5) [1世帯当たりの金額(21,800円) (注5)]
- 2 ④ 平等割額 21,800円 [④ 平等割額 21,800円]
- 3 20,100円 [20,100円]
- 4 課税限度額 65万円 [課税限度額 65万円]
- 5 世帯の国保被保険者の①～④の合算額です。課税限度額は66万円です。
- 6 前年度税率 Fiscal year
Japanese fiscal year runs from April 1 to March 31
- 7 計算の基礎 [計算の基礎]
- 8 (前年中の総所得金額等(注1)-基礎控除額(注2)) × 0.027
[(前年中の総所得金額等(注1)-基礎控除額(注2)) × 0.027]
- 9 2.7% [2.7%]
- 10 2.7% [2.7%]
- 11 令和7年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注3) × 0.014 Fiscal year
Japanese fiscal year runs from April 1 to March 31
- 12 1.4% [1.4%]
- 13 3.0% [3.0%]
- 14 被保険者数 × 1人当たりの金額(10,500円) (注4) [被保険者数 × 1人当たりの金額(10,500円) (注4)]
- 15 11,300円 [11,300円]



セクション 2 — Section 2 (Part 2/2)

③ 毎月支給額	10,000円	④ 懸念休業有致 へ 1ヶ月に亘りの金額(10,000円) (注4)
④ 平等割額	7,700円	1世帯当たりの金額(7,700円) (注5)
世帯の国保被保険者の①～④の合算額です。課税限度額は26万円です。		
ウ. 介護保険分	計 算 の 基 础	前年度税率

1 7,700円 [7,700円]

2 1世帯当たりの金額 (7,700円) (注5) [1世帯当たりの金額 (7,700円) (注5)]

3 8,300円 [8,300円]

4 課税限度額 24万円 [課税限度額 24万円]

5 前年度税率 Fiscal year

Japanese fiscal year runs from April 1 to March 31

6 計算の基礎 [計算の基礎]



セクション3 — Section 3 (Part 1/2)

世帯の介護保険料を算出する際の基礎控除額は20万円です。課税限度額は24万円です。		前年度税率
ウ. 介 護 保 険 分	計 算 の 基 礎	
① 所得割税率 ② 資産割税率 ③ 均等割額 ④ 平等割額	2.0% 1.2% 11,700円 6,200円	前年中の総所得金額等(注1) - 基礎控除額(注2) × 0.02 令和7年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注3) × 0.012 被保険者数 × 1人当たりの金額(11,700円) 1世帯当たりの金額(6,200円)
世帯の介護保険第2号被保険者の①～④の合算額です。課税限度額は17万円です。		2.1% 2.6% 13,000円 6,700円
(注1)	(注1) 総所得金額等とは、給与所得、公的年金等に係る雑所得、純損失繰越控除後の営業所得・農業所得・不動産所得、その他の雑所得等の合計額で、扶養、社会保険料、生命保険料等の各種所得控除前の金額です。また、土地・	
14	(注2)	
15	(注3)	

1 前年度税率 Fiscal year

Japanese fiscal year runs from April 1 to March 31

2 計算の基礎 [計算の基礎]

3 2.0% [2.0%]

4 (前年中の総所得金額等(注1) - 基礎控除額(注2)) × 0.02 [(前年中の総所得金額等(注1) - 基礎控除額(注2)) × 0.02]

5 2.1% [2.1%]

6 1.2% [1.2%]

7 令和7年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注3) × 0.012 Fiscal year

Japanese fiscal year runs from April 1 to March 31

8 2.6% [2.6%]

9 被保険者数 × 1人当たりの金額(11,700円) [被保険者数 × 1人当たりの金額(11,700円)]

10 13,000円 [13,000円]

11 1世帯当たりの金額(6,200円) [1世帯当たりの金額(6,200円)]

12 6,700円 [6,700円]

13 課税限度額 17万円 [課税限度額 17万円]

14 (注1) 総所得金額等とは、給与所得、公的年金等に係る雑所得、純損失繰越控除後の営業所得・農業所得・不動産所得、Pension

Select your pension type (National Pension, Employee Pension, etc.)

15 得、その他の雑所得等の合計額で、扶養、社会保険料、生命保険料等の各種所得控除前の金額です。また、土地・ Other / .

Use this section for any additional information not covered in other fields



セクション3 — Section 3 (Part 2/2)

- ① 得額も含まれます。（離損失線越控除は控除しません。）
 ※ 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）、又は特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）として失業等給付を受ける方（雇用保険受給資格者証の離職理由が11, 12, 21, 22, 31, 32, 23, 33, 34に該当される方）の国保税を算定する際は、前年中の給与所得をその30/100とみなして行います。軽減の期間は、離職日の翌日から翌年度末までとなります。なお、軽減を受ける場合には、申請が必要となりますので保険課までお問い合わせください。
- (注2) 基礎控除額は合計所得金額が2,400万円以下の場合には、43万円です。
- (注3) 都市計画税は含まれません。共有物件等の場合は被保険者の持分割合分が含まれます。
- (注4) 平成31年4月2日以降（未就学児）生まれの方については、医療保険分と後期高齢者支援金等の均等割額が

1 ※ 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）、又は特定理由離職者（例：雇い止めなどによる Qualification

Refers to your legal status or eligibility (e.g., resident status, insurance qualification)

2 23, 33, 34に該当される方の国保税を算定する際は、前年中の給与所得をその30/100とみなして行いま
To do/perform / Person who

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling. This appears to be part of a longer phrase - look for the complete text starting with the preceding characters

3 (注4) 平成31年4月2日以降（未就学児）生まれの方については、医療保険分と後期高齢者支援金等の均等割額が
Late-stage elderly (75+)

Medical insurance category for those 75 and older. Different system from regular National Health Insurance.



Form p.1

セクション 4 — Section 4

① 2分の1減額されます。

② (注5) ③ 国保被保険者が後期高齢者医療保険に加入され、世帯内の国保被保険者がお一人となる場合には、その月から医療保険分と後期高齢者支援金等の平等割額が5年間は2分の1が減額され、その後の3年間は4分の1が減額されます。

④ (裏面もご覧ください。)

1 (注5) 国保被保険者が後期高齢者医療保険に加入され、世帯内の国保被保険者がお一人となる場合には、その月から
Late-stage elderly (75+) / From

Medical insurance category for those 75 and older. Different system from regular
National Health Insurance. Used to indicate the starting point (previous
address, etc.)

2 医療保険分と後期高齢者支援金等の平等割額が5年間は2分の1が減額され、その後の3年間は4分の1が減額
Late-stage elderly (75+)

Medical insurance category for those 75 and older. Different system from regular
National Health Insurance.

3 (裏面もご覧ください。) [(裏面もご覧ください。)]



Form p.1

セクション 1 — Section 1

3. 保険税の減額

世帯主とその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者(注6)について算定した軽減判定のための総所得金額等(注7)が次に該当する世帯は、保険税の均等割と平等割が減額される制度があります。

軽減される世帯	減額される金額
ア. 軽減判定のための総所得金額等が 43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円以下の世帯	均等割・平等割の7割
イ. 軽減判定のための総所得金額等が 43万円 + 30.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円以下の世帯	均等割・平等割の5割
ウ. 軽減判定のための総所得金額等が 43万円 + 56万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円以下の世帯	均等割・平等割の2割
☆世帯主が国保以外の健康保険に加入している場合であっても、世帯主の所得は軽減判定のための総所得金額等に含まれます。	
☆世帯主とその世帯に属する国保被保険者及び特定同一世帯所属者の方全員の所得が申告されていないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減の適用はされません。	
※保険から後日高齢者年金保険に加入し、其内の国保被保険者が引き続き同一世帯のままの場合には、基礎控除がや	

1 世帯主とその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者(注6)について算定した軽減判定のための総所得 Head of household / To do/perform

The primary person in a household for registration purposes. If you live alone, you are the head of household. This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

2 減額される金額 [減額される金額]

3 均等割・平等割の7割 [均等割・平等割の7割]

4 円以下の世帯 [円以下の世帯]

5 イ. 軽減判定のための総所得金額等が 43万円 + 30.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円以下の世帯
[イ. 軽減判定のための総所得金額等が 43万円 + 30.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円以下の世帯]

6 均等割・平等割の5割 [均等割・平等割の5割]

7 一世帯所属者数) + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円以下の世帯
[一世帯所属者数) + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円以下の世帯]

8 均等割・平等割の2割 [均等割・平等割の2割]

9 带所属者数) + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円以下の世帯
[帶所属者数) + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円以下の世帯]

10 ☆世帯主が国保以外の健康保険に加入している場合であっても、世帯主の所得は軽減判定のための総所得金額等に含まれます。

The primary person in a household for registration purposes. If you live alone, you are the head of household.

11 みます。

12 ☆世帯主とその世帯に属する国保被保険者及び特定同一世帯所属者の方全員の所得が申告されていないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減の適用はされません。

The primary person in a household for registration purposes. If you live alone, you are the head of household. This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

13 当するかどうかの判断ができないため、軽減の適用はされません。 To do/perform

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling



セクション 1 — Section 1 (continued)

3. 保険税の減額

世帯主とその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者(注6)について算定した軽減判定のための総所得金額等(注7)が次に該当する世帯は、保険税の均等割と平等割が減額される制度があります。

軽減される世帯	減額される金額
ア. 軽減判定のための総所得金額等が 43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円以下の世帯	均等割・平等割の7割
イ. 軽減判定のための総所得金額等が 43万円 + 30.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円以下の世帯	均等割・平等割の5割
ウ. 軽減判定のための総所得金額等が 43万円 + 56万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円以下の世帯	均等割・平等割の2割
☆世帯主が国保以外の健康保険に加入している場合であっても、世帯主の所得は軽減判定のための総所得金額等に含まれます。	
☆世帯主とその世帯に属する国保被保険者及び特定同一世帯所属者の方全員の所得が申告されていないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減の適用はされません。	
☆国保から後期高齢者医療保険に加入し、世帯内の国保被保険者が引き続き同じ世帯のままの場合には、世帯構成や	

14

☆ 国保から後期高齢者医療保険に加入し、世帯内の国保被保険者が引き続き同じ世帯のままの場合には、世帯構成や
Late-stage elderly (75+) / From

Medical insurance category for those 75 and older. Different system from regular

National Health Insurance. Used to indicate the starting point (previous

address, etc.)

セクション 2 — Section 2 (Part 1/2)

- ☆ ① 世帯主とその世帯に属する国保被保険者及び特定同一世帯所属者の方全員の所得が申告されていないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減の適用はされません。
- ☆ ② 国保から後期高齢者医療保険に加入し、世帯内の国保被保険者が引き続き同じ世帯のままの場合には、世帯構成や収入が変わなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。
- (注6) ③ 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険の被保険者となったことにより、国保の被保険者の資格を喪失された方で、引き続き同じ世帯におられる方のことです。(世帯主に変更がない場合に限ります。)
- (注7) ④ 保険税の軽減判定のための総所得金額等
 - ・ 昭和35年1月1日以前(65歳以上)生まれの方については、年金所得から特別控除15万円を差し引いた金額
 - ・ 専従者控除がある場合は、専従者控除前の金額(専従者給与所得は軽減判定の計算に含まれません。)
 - ・ 土地建物等に係る分離(長期・短期)譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額
 - ・ 雜損失線越控除がある場合は、雑損失線越控除後の金額
- (注8) ⑤ 給与収入(専従者給与収入を除く)が55万円を超える、または、年金収入が昭和35年1月1日以前(65歳以上)生まれの方については125万円、それ以外の方は60万円を超える場合、給与所得者等の人数に加算されます。
- ⑥ 4. 納付の方法
 - 普通徴収 納付書(コンビニエンスストア、キャッシュレス決済サービスもご利用できます。)又は口座振替での納付となります。納める回数は9回(7月から翌年3月までの毎月)です。口座振替の申込用紙は、市内の各金融機関窓口に備え付けています。また、収納課及び行政局住民福祉課の窓口で、キャッシュカードと暗証番号入力による口座振替申込ができます。(ただし、なぎさ信用漁業協同組合联合会を除く市指定金融機関等に限ります。また、生体認証カード、ICチップのみのカード、代理人カード等はお取り扱いできません。)
 - 特別徴収 国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の方のみで構成される世帯の保険税は、原則として世帯主の年金からの天引き(特別徴収)となります。ただし、特別徴収の対象となる年金の年額が18万円未満の方や介護保険料と国保税を合わせた額がその年金額の2分の1を超える方、既に口座振替にて国保税を納付されている方については納付書又は口座振替による納付(普通徴収)となります。
- ※ 特別徴収から口座振替へ変更することができます。変更を希望される方は、保険課までお問い合わせください。お

1 当するかどうかの判断ができないため、軽減の適用はされません。 To do/perform

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

2 ☆ 国保から後期高齢者医療保険に加入し、世帯内の国保被保険者が引き続き同じ世帯のままの場合には、世帯構成や Late-stage elderly (75+) / From

Medical insurance category for those 75 and older. Different system from regular National Health Insurance. Used to indicate the starting point (previous address, etc.)

3 収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。

4 (注6) 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険の被保険者となったことにより、国保の被保険者の資格を喪失 Late-stage elderly (75+) / Qualification

Medical insurance category for those 75 and older. Different system from regular National Health Insurance. Refers to your legal status or eligibility (e.g., resident status, insurance qualification)

5 された方で、引き続き同じ世帯におられる方のことです。(世帯主に変更がない場合に限ります。)

Head of household / . / Change

The primary person in a household for registration purposes. If you live alone, you are the head of household. Check this box if you are making changes to existing information

6 (注7) 保険税の軽減判定のための総所得金額等 [(注7) 保険税の軽減判定のための総所得金額等]

7 ・ 昭和35年1月1日以前(65歳以上)生まれの方については、年金所得から特別控除15万円を差し引いた金額 Pension / From

Select your pension type (National Pension, Employee Pension, etc.) Used to indicate the starting point (previous address, etc.)

8 ・ 土地建物等に係る分離(長期・短期)譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額

[・ 土地建物等に係る分離(長期・短期)譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額]

9 (注8) 給与収入(専従者給与収入を除く)が55万円を超える、または、年金収入が昭和35年1月1日以前(65歳以上)生まれの方については125万円、それ以外の方は60万円を超える場合、給与所得者等の人数に加算 / Pension

This indicates certain items or people should be excluded from the section Select your pension type (National Pension, Employee Pension, etc.)

10 歳以上)生まれの方については125万円、それ以外の方は60万円を超える場合、給与所得者等の人数に加算

This is typically followed by additional text specifying which person or category of person the section applies to



セクション 2 — Section 2 (Part 1/2) (continued)

- ☆ ① 世帯主とその世帯に属する国保被保険者及び特定同一世帯所属者の方全員の所得が申告されていないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減の適用はされません。
 - ☆ ② 国保から後期高齢者医療保険に加入し、世帯内の国保被保険者が引き続き同じ世帯のままの場合には、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。
 - (注6) ③ 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険の被保険者となつたことにより、国保の被保険者の資格を喪失された方で、引き続き同じ世帯におられる方のことです。(世帯主に変更がない場合に限ります。)
 - (注7) ④ 保険税の軽減判定のための総所得金額等
 - ・昭和35年1月1日以前(65歳以上)生まれの方については、年金所得から特別控除15万円を差し引いた金額
 - ・専従者控除がある場合は、専従者控除前の金額(専従者給与所得は軽減判定の計算に含まれません。)
 - ・土地建物等に係る分離(長期・短期)譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額
 - ・雑損失控除がある場合は、雑損失控除控除後の金額
 - (注8) ⑤ 給与収入(専従者給与収入を除く)が55万円を超える、または、年金収入が昭和35年1月1日以前(65歳以上)生まれの方については125万円、それ以外の方は60万円を超える場合、給与所得者等の人数に加算されます。
- ④. 納付の方法
- 普通徴収 納付書(コンビニエンスストア、キャッシュレス決済サービスもご利用できます。)又は口座振替での納付となります。納める回数は9回(7月から翌年3月までの毎月)です。口座振替の申込用紙は、市内の各金融機関窓口に備え付けています。また、収納課及び行政局住民福祉課の窓口で、キャッシュカードと暗証番号入力による口座振替申込ができます。(ただし、なぎさ信用漁業協同組合連合会を除く市指定金融機関等に限ります。また、生体認証カード、ICチップのみのカード、代理人カード等はお取り扱いできません。)
 - 特別徴収 国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の方のみで構成される世帯の保険税は、原則として世帯主の年金からの天引き(特別徴収)となります。ただし、特別徴収の対象となる年金の年額が18万円未満の方や介護保険料と国保税を合わせた額がその年金額の2分の1を超える方、既に口座振替にて国保税を納付されている方については納付書又は口座振替による納付(普通徴収)となります。
- ※ 特別徴収から口座振替へ変更することができます。変更を希望される方は、保険課までお問い合わせください。お

11 ● 普通徴収 紳付書(コンビニエンスストア、キャッシュレス決済サービスもご利用できます。)又は口座振替での納付

12 口に備え付けています。また、収納課及び行政局住民福祉課の窓口で、キャッシュカードと暗証番号入力による口座
Cash card(ATM card) / PIN (4-digit personal identification number) / Data entry

Usually mailed to your registered address 1-2 weeks after opening. Some banks
issue on the spot. Choose a 4-digit PIN for your cash card. Avoid birthdays —
banks may reject obvious numbers.

13 ● 特別徴収 国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の方のみで構成される世帯の保険税は、原則として世帯主の年
Head of household

The primary person in a household for registration purposes. If you live alone,
you are the head of household.

14 料と国保税を合わせた額がその年金額の2分の1を超える方、既に口座振替にて国保税を納付されている方について
Pension / Person who

Select your pension type (National Pension, Employee Pension, etc.) This appears
to be part of a longer phrase - look for the complete text starting with the
preceding characters

15 ※ 特別徴収から口座振替へ変更することができます。変更を希望される方は、保険課までお問い合わせください。お
. / Change / To do/perform

Check this box if you are making changes to existing information This is
typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before
filling

セクション 2 — Section 2 (Part 2/2)

① 手続に必要な書類をお送りいたします。なお、変更のお手續が完了して年金からの天引きが中止されるまで3か月程度の期間が必要となりますのでご了承ください。

5. その他

- ② ③ 保険税の賦課期日は4月1日です。賦課期日後に国保に加入された場合は、加入された日が賦課期日となります。
保険税の軽減は、賦課期日現在の被保険者及び世帯主、特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計額をもとに判定します。
- ☆ 保険税の年間税額は7月に通知します。年間税額は、4月（又は加入月）から翌年3月まで国保に加入された場合の金額となります。
- ☆ 他の健康保険制度に加入又は脱退された場合は、国保の脱退又は加入のお手續が必要となります。
- ☆ 年度の途中で国保の資格を取得又は喪失された場合の保険税額は、異動のあった日を基準として月割計算した金額となります。異動のお手續をされた翌月に再計算した年税額を通知します。
※ ただし、4月、5月にお手續をされた方の令和7年度保険税額は7月に通知します。
- ☆ 令和7年度中に40歳になられる方の介護保険分は、誕生日の属する月（誕生日が月の初日の方は前月）分からの

度の期間が必要となりますのでご了承ください。 [度の期間が必要となりますのでご了承ください。]

☆ 保険税の賦課期日は4月1日です。賦課期日後に国保に加入された場合は、加入された日が賦課期日となります。

保険税の軽減は、賦課期日現在の被保険者及び世帯主、特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計額をもとに判定
Head of household

The primary person in a household for registration purposes. If you live alone,
you are the head of household.

☆ 年度の途中で国保の資格を取得又は喪失された場合の保険税額は、異動のあった日を基準として月割計算した金額
Qualification / Fiscal year

Refers to your legal status or eligibility (e.g., resident status, insurance
qualification) Japanese fiscal year runs from April 1 to March 31

☆ 令和7年度中に40歳になられる方の介護保険分は、誕生日の属する月（誕生日が月の初日の方は前月）分からの
Long-term Care Insurance / To do/perform / Person who

Insurance for elderly care services. Mandatory for residents 40+. Premiums
deducted with health insurance. This is typically part of a longer phrase on
forms - look for the complete text before filling



セクション3 — Section 3

- ① 月割計算となり、その翌月に介護保険分を加算し再計算した年税額を通知します。
 ※ ただし、4月、5月生まれの方につきましては7月に通知します。
- ☆ 令和7年度中に65歳になられる方の介護保険分は、誕生日の属する月の前月（誕生日が月の初日の方は前々月）分までを月割計算し、その額を年9回の納期に分割しています。65歳からは介護保険第1号被保険者として別途『介護保険料』が賦課されます。
- ☆ 令和7年度中に75歳になられる方の保険税額は、誕生日の属する月の前月分までを月割計算しています。75歳からは後期高齢者医療保険の被保険者として別途『後期高齢者医療保険料』が賦課されます。
- ☆ 災害、病気等の特別な理由により保険税の納付が困難な場合には、徴収猶予や減免の制度がありますのでご相談ください。
- ◎ お問合せ先 国民健康保険税の賦課に関すること 保険課 保険税係 電話番号0739-26-9965
 国民健康保険税の納付に関する事 収納課 電話番号0739-26-9922

1 ※ ただし、4月、5月生まれの方につきましては7月に通知します。

2 ☆ 令和7年度中に65歳になられる方の介護保険分は、誕生日の属する月の前月（誕生日が月の初日の方は前々月）
 Long-term Care Insurance / To do/perform / Person who

Insurance for elderly care services. Mandatory for residents 40+. Premiums deducted with health insurance. This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

3 分までを月割計算し、その額を年9回の納期に分割しています。65歳からは介護保険第1号被保険者として別途
 Long-term Care Insurance / . / From

Insurance for elderly care services. Mandatory for residents 40+. Premiums deducted with health insurance. Used to indicate the starting point (previous address, etc.)

4 からは後期高齢者医療保険の被保険者として別途『後期高齢者医療保険料』が賦課されます。

Late-stage elderly (75+) / . / From
 Medical insurance category for those 75 and older. Different system from regular National Health Insurance. Used to indicate the starting point (previous address, etc.)

5 国民健康保険税の納付に関する事 収納課 電話番号0739-26-9922

National Health Insurance / Phone number / To do/perform
 Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. Japanese mobile number preferred. Some forms accept overseas numbers.



Form p.2

COUNTER PHRASES

Point and show these to ward office staff

FINDING THE COUNTER

すみません、国民健康保険の窓口はどこですか？

Sumimasen, kokumin kenkō hoken no madoguchi wa doko desu ka?

Excuse me, where is the National Health Insurance counter?

ENROLLING

国民健康保険に加入したいのですが

Kokumin kenkō hoken ni kanyū shitai no desu ga

I would like to enroll in National Health Insurance

CANCELLING

国民健康保険をやめたいのですが

Kokumin kenkō hoken wo yametai no desu ga

I would like to cancel my National Health Insurance

SHOWING PROOF

資格喪失証明書を持っています

Shikaku sōshitsu shōmeisho wo motteimasu

I have my Certificate of Health Insurance Loss

ASKING ABOUT PREMIUMS

保険料はいくらですか

Hokenryō wa ikura desu ka?

How much is the insurance premium?

LEFT PREVIOUS JOB

会社を辞めたので、国保に切り替えたいです

Kaisha wo yameta node, kokuhō ni kirikae tai desu

I left my company and want to switch to National Health Insurance